

1 改正の理由

犬、猫等の飼育問題に対応し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資するため、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 条例の目的に、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを加える。
- (2) 飼い主の遵守事項に、適正に飼養し、又は保管することができる動物の数に係る規定を加える。
- (3) 次の規定を加える。

ア 犬の飼い主の遵守事項

- (ア) 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせるよう努めなければならない。
- (イ) 飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、周辺的生活環境に適応するように当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の制止に従うように訓練の実施に努めなければならない。

イ 猫の飼い主の遵守事項

- (ア) 猫の飼い主は、飼い猫の健康及び安全を保持し、当該猫がみだりに繁殖することを防止し、及び周辺的生活環境を保全するため、飼い猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。
- (イ) 飼い猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、猫の飼い主は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講ずるとともに、排せつ物のしつけその他周辺的生活環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。

ウ 飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項

飼い主のいない猫に給餌又は給水を行う者は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じ、及び周辺的生活環境を損なうことのないよう適切な管理を行うよう努めるとともに、周辺地域の住民その他の者の理解を得られるよう努めなければならない。

3 施行期日

令和7年4月1日